

消防庁舎移転のお知らせ

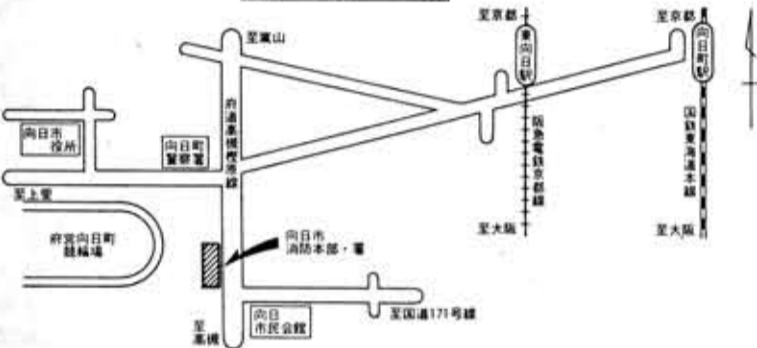


昨年9月から建設工事が進められていた消防庁舎がほとんど完成し、今年7月20日から新しい消防庁舎で業務を行うことになりました。

新しい消防庁舎は鉄筋コンクリート造3階建のモダンな建物です。なお開庁式は8月1日の予定です。

◇新しい消防庁舎の住所・電話番号は
寺戸町西ノ段9番地の8
電話934-0119

位置図



7月は「少年を非行から守る府民運動」月間です

少年の非行を防止するため、今年も七月一日から三十一日までの一か月間、少年を非行から守る府民運動が、全国一せいに展開されます。

少年非行は年々増加、悪質、低年齢化の傾向にあり、憂慮される状況にあります。この府民運動は、少年非行の問題を、わたしたち一人ひとりの問題として受け止めること、少年の非行防止と健全育成を図っていくこととするものであります。

今年、(1)府民の少年非行防止意識の高揚 (2)生徒の非行防止 (3)校内租集



ことしの盆おどりは向日ふるさと音頭で



熱心に音頭の講習を受ける指導員のみなさん

音頭指導員派遣制度が発足

市では、市民の心のふれあいと新しいふるさとづくりをねらいに昨秋制定した「向日ふるさと音頭」をもっとみなさんに踊っていただくよう、音頭の踊り方を教える、音頭指導員派遣制度を発足しました。

かねて市民から募集していた指導員も、十七人集まり、音頭の振り付けをされた小倉美津子先生(仏教大學助教授)の指導のもと、指導員養成の講習を受け、市民の要請があれば、ただちに応じられる体制を整えています。

市のうた・音頭

ダ・カーポ わたしの向日市
都はるみ 向日ふるさと音頭

レコードおわけします

市のうた・音頭のレコードを1枚50円でおわけしています。

ご希望の方は、商工連合会事務所(商工会館内)までお越しください。

商工連合会

指導員派遣要領

(1)指導員の派遣を受けようとする方は、向日市民で、おむね10人以上のグループとします。

(2)所定の申込み用紙に派遣希望日の一週間前までに、お申込みください。

(3)派遣できる区域は、市内に限り、お問い合せ、秘書広報課 内線 2551

財政のはなし

前回は、市が各種の行政を行うための主要な財源が地方税であることをお知らせしました。

しかし、その地方税収入は、自治体によって、バラツキがあります。というのには、大企業の多い自治体もあれば皆無に等しい自治体もあるため法人関係税収入が著しく不均等であるなど、経済発展の地域的不均衡があるからです。

しかしながら、地方公共団体は一定の行政水準を維持しなければなりません。そこで、その財源を保障する制度として、地方交付税制度があります。

7月1日は「子宮ガン検診申込み日」

7月1日は子宮ガン検診の申込み日です。

子宮ガンは早期発見すれば百パーセントなおる病気です。特に、お年寄りや初めて検診を受けられる方は若い人や毎年受診している人に比べてガンの発見率が高くなっています。

申込みは代理の方でも結構です。近所のお年寄りの方もささいあって受けましょう。

■申込み方法
▼とき 7月1日(水)
午前9時～正午 午後1時～4時
▼場所 市役所玄関ロビー
▼対象 30歳以上の女性

昭和54年度 府下の状況

市民1人当たり額(単位:千円)

	市税	地方交付税	計
向日市	58.609	25.604	84.213
N市	77.138	13.121	90.259
U市	55.496	15.855	71.351
M市	41.184	50.895	92.079
O町	101.905	2.551	104.456
府下平均(44市町村)	64.542	35.434	99.976

あなたの企業を診断します

経営診断事業がスタート

最近、店の経営にどうも行き詰まる、マンネリ化する販売網を広げたいなど、経営に何か問題や悩みを抱えている方は、おられません。こういったことを少しでも解決するために、市では7月1日から「経営診断事業」を実施します。

これは、経営に関する諸問題を指摘し、経営指導を行うことにより、これからの経営の指針に役立てていただくというものです。

診断にかかる費用は無料ですので、どしどしご利用ください。

▷対象者 常時使用する従業員の数が10人以下の会社および個人であって、(1)向日市内に在住し、事業所を有している者で、原則として1年以上事業を営み、また継続してその事業を営むことが確実と思われる者 (2)市税を完納していることの要件をみたしている中小企業者

▷申込み方法 企業診断受診申請書に必要な事項を記入し、経済課に提出。後日、決定通知します。

▷診断業務 診断は中小企業診断士に委託しますので診断業務は診断士の指示に従ってください。

▷診断結果 診断終了後、企業者のみに診断結果を報告

▷申込み・お問い合わせ 経済課 内線256

身体障害者巡回更生相談

身体障害者巡回更生相談(戦傷を含む)が、次の要領で実施されます。

【とき】7月7日(火)午後1時～3時
【ところ】大山崎町中央公民館
【診査科目】整形外科・眼科・耳鼻いんこう科
【相談内容】▷身体障害者手帳の診断 ▷補装具の医学的判定(適合判定を必要とする場合は、必ず本人が補装具を持参してください) ▷生活相談・職業相談 ※今回の相談では、福祉手当・障害年金の診断・在宅訪問診査は行いません。

【お問い合わせ】福祉課障害福祉係 内線266・280

身体障害者巡回更生相談

身体障害者巡回更生相談(戦傷を含む)が、次の要領で実施されます。

【とき】7月7日(火)午後1時～3時
【ところ】大山崎町中央公民館
【診査科目】整形外科・眼科・耳鼻いんこう科
【相談内容】▷身体障害者手帳の診断 ▷補装具の医学的判定(適合判定を必要とする場合は、必ず本人が補装具を持参してください) ▷生活相談・職業相談 ※今回の相談では、福祉手当・障害年金の診断・在宅訪問診査は行いません。

【お問い合わせ】福祉課障害福祉係 内線266・280